

取得可能な学位

【秋田大学学則（一部抜粋）】

(学位)

第50条 卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

2 前項の規定により学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により専攻分野の名称を付記する。

国際資源学部	学士(資源学)
教育文化学部	学士(学校教育)
	学士(地域文化)
医学部	学士(医学)
	学士(看護学)
	学士(保健学)
理工学部	学士(工学)
	学士(理学)
	学士(理工学)

3 学位授与に関する事項は、別に定める。

【秋田大学大学院学則（一部抜粋）】

(学位)

第23条 修士課程及び博士前期課程を修了した者に対し、修士の学位を、博士課程及び博士後期課程を修了した者に対し、博士の学位を、教職大学院の課程を修了した者に対し教職修士(専門職)の学位を授与する。

2 前項の規定により修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により専攻分野の名称を付記する。

国際資源学研究科	修士(資源学)
	修士(理学)
	修士(工学)
教育学研究科	修士(教育学)
医学系研究科	修士(医科学)
	修士(看護学)
	修士(リハビリテーション科学)
理工学研究科	修士(理学)
	修士(理工学)
	修士(工学)
先進ヘルスケア工学院	修士(工学)

3 第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により専攻分野の名称を付記する。

国際資源学研究科	博士(資源学)
	博士(理学)
	博士(工学)
医学系研究科	博士(医学)
	博士(保健学)
理工学研究科	博士(理学)
	博士(理工学)
	博士(工学)

4 第1項の規定により教職修士(専門職)学位を授与するに当たっては、次の区分により専攻分野の名称を付記する。

教育学研究科	教職修士(専門職)
--------	-----------

5 学位授与に関する事項は、別に定める。